

## 一般社団法人日本P Vプランナー協会 特別賛助会員規約

第 1 条【目的】 本協会は、本協会の理念に則り、太陽光発電事業を健全に発展させることを目的とする。

第 2 条【特別賛助会員の資格】 本協会の理念に賛同し、協会員に対し、仕事の提供または仕事の情報提供等を行うことが出来る法人。

第 3 条【入会】 本協会の特別賛助会員となるには、本協会の所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第 4 条【会員への営業活動】 事務局を通じた、仕事提供のWEB説明会開催や募集メール案内や事務局を介した個別紹介による。

第 5 条【経費等の負担】 賛助会員は本協会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務がある。

2 賛助会員登録料 50,000 円（税抜） とする

3 月会費 20,000 円（税抜） とする（年額一括支払いも可）。

第 6 条【取引条件】 取引条件は特別賛助会員と会員とにより個別対応とする。

第 7 条【賛助会員資格の譲渡の禁止】 本協会の賛助会員資格を他社へ譲渡することを禁ずる。

第 8 条【賛助会員の資格喪失】 賛助会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 退会したとき。
- ・ 企業が解散したとき。
- ・ 第5条が履行されなかったとき。
- ・ 除名されたとき

第 9 条【退会】 賛助会員はいつでも退会することができる。ただし、退会届が受理された月の翌月末日を以て退会するものとする。

第 10 条【除名】 当協会の賛助会員が、当協会の名誉を毀損し、当協会の目的に反する行為をし、賛助会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその賛助会員を除名することができる。

